

# 安城市フットベースボール協会規約

## 第1章 総則

### 第1条 【名称および本部】

本協会は、「安城市フットベースボール協会」と称する。

### 第2条 【会員の構成】

本協会の会員は、フットベースボールを敬愛し、惜しみなく労力と、知識を提供したいと希望する、安城市内に在住、在勤、在学する者で組織する。

1. 協会に加盟する団体および個人は、協会の定める様式により登録しなければならない。
2. 協会に加盟する団体および個人は、本協会の目的および事業に賛同するものとし理事会で承認する。
3. 協会に加盟する団体は正会員として代表者2名を登録する。
4. 協会に加盟する団体に属さず協会会員として登録する場合は個人会員とし、加盟団体の正会員と同じ扱いとする。

## 第2章 目的と活動

### 第3条 【目的】

本協会は、フットベースボールを愛好するものの集まりであり、人々に対し、このスポーツについて正しい知識の普及及び、活動支援を行う。

### 第4条 【事業】

本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) フットベースボールを通じて、市内だけにとどまらず他地域との交流、親睦を図り互いに協力し、より多くの成人子供たちが活躍できる機会の創出。
- (2) 安城市におけるフットベースボール大会、練習会の開催。
- (3) フットベースボールの規則の普及と徹底。
- (4) フットベースボールの普及発展および技術向上に関する指導研究。
- (5) その他、本会の目的を達成するに必要な事項。

## 第3章 役員

### 第5条 【役員】

本協会に、次の役員をおきその職務を行う。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (若干名)
- (3) 理事 (若干名)
- (4) 会計 (1名)
- (5) 書記 (1名)
- (6) 監事 (若干名)
- (7) 管理運営部会長 (1名)
- (8) レディース部会長 (1名)
- (9) レディース部副部会長 (若干名)
- (10) 上記のほか、必要に応じて名誉職、顧問を置くことができる。

### 第6条 【役員選出】

役員は、総会においてこれを選出する。

### 第7条 【会長】

会長は、本協会を代表しこれを総轄する。副会長は、会長を補佐し総轄事務にあたる。

### 第8条 【理事】

- (1) 理事は、本協会加盟団体正会員および協会個人会員により総会においてこれを選出する。また、理事はその互選により理事長を選出する。
- (2) 理事長は、理事会を代表し理事会を運営し、本協会の事業の計画および執行を総轄する。理事は、理事会において本協会の事業内容を計画しそれを執行する。
- (3) 会計、書記、監事については、理事の中から理事会にて選出し、総会でこれの承認を得る。

## 第9条 【管理運営部会長】

管理運営部会長は、理事会において本協会加盟団体正会員および協会個人会員の中から選出および承認を行う。

- (1) 管理運営部会長は、協会登録チーム から 各2名選出される管理運営部会員を推挙する。ただし理事会で承認を得るものとする。
- (2) 管理運営部会長および管理運営部員は、協会主催の各種大会の運営にあたる。

## 第10条 【役員任期】

役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任・兼任は妨げない。

- (1) 役員に欠員が生じた場合は補選する。補選者の任期は前任者の残任期間とする。

# 第4章 決議機関

## 第11条 【会議】

1. 本協会の会議は、総会、理事会及び管理運営部会とする。

## 第12条 【総会】

1. 定期総会は、本協会加盟団体正会員および協会個人会員を持って組織し、年1回招集する。ただし、会長が必要と認めるときおよび理事会において3分の2以上の同意を得た場合は、臨時総会を招集することができる。
2. 総会は、加盟団体および協会会員を合わせた3分の2以上の出席を持って成立し、議決は出席者の過半数の同意を得なければならない。
3. 総会に出席できない加盟団体正会員および協会個人会員は、委任状を持って委任することができる。  
⇒ 委任状は、メールによる委任の意思が明らかに判別できる場合、Eメールによる連絡でも認める
4. 総会の議長は、会長あるいは会長が指名した者が務める

## 第13条 【定期総会の決議事項】

1. 協会規約の改廃
2. 予算及び決算
3. 行事運営の基本方針
4. 理事の選出
5. 協会事業内容の決定
6. その他重要な事項

## 第14条 【理事会】

1. 理事会は、毎月1回副会長が招集し、開催する
2. 理事会は、会長、副会および理事で構成し、構成メンバーの2分の1以上の出席を持って成立し、議決は出席者の3分の2の同意を得なければならない。
3. 理事会に出席できない理事は、委任状を持って委任することができる  
⇒ 委任状は、メールによる委任の意思が明らかに判別できる場合、Eメールによる連絡でも認める
4. 理事会の議長は、理事長あるいは理事長が指名した者が務める

## 第15条 【理事会の決議事項】

1. 大会開催等この会の行事および行事の運営に関する事項
2. 総会の委託事項
3. 管理運営部に関する事項
4. 規約にもとづく事項
5. その他重要業務または緊急を要する事項

## 第5章 会計

### 第16条 【会計】

1. 本協会に加盟する団体および協会会員は、総会で定められた会費を納入する。  
⇒ 協会発足にあたり、加盟団体は団体会員数×500円を、個人会員は500円を会費として納入する。ただし、中学生は250円とする。
2. 本協会の経費は、次にあげるもので支弁する。
  - (1) 会費
  - (2) 大会参加費（安城選手権を除く）
  - (3) 助成金
  - (4) 寄付金
  - (5) 交付金およびその他の収入
3. この会の会計年度は、毎年総会に始まり翌年の総会の前日に終わる。

### 第17条 【会計監査】

1. 会計監査は、この会の会計内容を監事によって年1回以上行う
2. 会計上の不当、不正の事実があった場合は、速やかに臨時総会開催を請求し、これを報告しなければならない

## 第6章 細則

### 第18条 【監査】

1. 協会運営の全般についての監査は、監事により必要に応じ都度行う
2. 会の運営に対し、不当、不正の事実があった場合は、速やかに臨時総会開催を請求し、これを報告しなければならない

### 第19条 【規約の改正】

本協会の規約改正は、総会において議決しなければならない。

### 第20条 【新規入会】

新規入会者は、理事会で承認された後、総会で定められた会費を納入した段階で入会を認める。

### 第21条 【退会】

1. 加入された会員において、次の場合は登録を抹消することができる
    - ・ 本協会の目的から逸脱した場合、あるいは本協会の事業に対し非協力的な場合は理事会にこれをはかり退会させることができる。
  2. 通常の退会に関しては、本人の自由意志とする
  3. 会員は、次の場合退会したものとみなす
    - (1) 加盟団体の名簿に記載されない場合
    - (2) 個人会員の場合、総会で定めた会費を納入されない場合
- この会則は、平成22年総会から施行する

第1回改訂：平成23年5月14日

# 安城市フットベースボール協会 運営規約

## 《会場準備・後片付け》

1. 各会場の第1試合該当チームの代表者2名(ただし、各チームの運営部員は除く)は、試合開始約60分前に集合し、コート設営の準備を行う。コート設営準備については、担当理事および運営部員の指示に従う。
2. 2試合目以降のラインの修正は、前の試合終了チームが手分けして行う。
3. 各会場の最終試合該当チームは、グラウンドの整備および後片付けを速やかに行う。特に、ゴミの不始末は、以降の会場使用禁止につながるので確実に実施する。
4. 各コートの管理運営部会員は、自分の担当するコートの試合結果の報告を担当理事に行う。

## 《試合の運営》

1. 試合球は試合をする各チームが最低1個持ち寄り、試合前に審判に提出する。
2. 各チームは、試合開始10分前にベンチ裏に集合することとする。その際、キャプテンはメンバー表を記入の上持参しておく。
3. 競技規則は、フットベースボールオフィシャルルールに準ずる。ただし、競技場については下記の通りとする。

- \* 投本間 : 8m                      \* 塁間 : 16m
- \* キック制限区域 : 6m            \* 境界線 : 6m
- \* スリーフィートレーン : 本塁から8mの地点を基準に設置する

4. 試合時間は、各大会要綱による。

## 《中止の決定と連絡》

1. 雨天等により中止する場合は、各大会責任者が判断・決定する。
2. 中止決定の時刻は、各大会およびリーグ戦の要綱準ずる。
3. 中止の際は、各大会責任者は次の通り連絡を行う。
  - \* 該当する全チームの連絡責任者      \* 大会審判団の責任者
4. 天候等が微妙な場合などに試合を中止しない際、大会責任者は各チームに連絡する義務はない。各チームが速く判断を求めたい場合は、各チームの責任者が大会責任者に問い合わせる。

## 《棄権試合》

1. 試合を棄権しなければならない事態となった場合は、3日前までに大会責任者に連絡すること。大会責任者は、対戦チームおよび審判に連絡を行う。
2. 万一試合を棄権する際も、審判割り当ての責任は果たすこと。
- ~~3. 試合を棄権した場合は、反則金を協会に支払うものとする。~~
  - ① 3日前までに連絡をした場合 : 無料
  - ② 2日前まで(前日および前々日)に連絡をした場合 : 1,000円
  - ③ 当日規定人数に満たない場合 : 3,000円
  - ④ 当日無届け・無連絡の場合 : 3,000円
  - ⑤ 当日審判派遣を怠った場合 : ②~④の反則金に加え3,000円

## 《リーグ戦順位》

1. リーグ戦の順位は、勝ち点、総失点、直接対戦の勝敗、得失点の順で決定する。全てにおいて決着がつかない場合は、抽選とする。
- ~~2. 勝ち点は、次のとおりとする。~~
  - \* 勝ち : +3点                      \* 引き分け : +1点
  - \* 負け : 0点
  - \* 棄権負け : -3点 (スコアは、0-7とする)

## 《その他》

1. 協会行事中の怪我・障害については、各チームでの対応を原則とする。スポーツ障害保険に加入することを各チームに推奨する。
2. 同一チームで色違いのユニフォームの場合、相手チームの了解があればOKとする。

附則      棄権試合3. およびリーグ戦順位2. を削除      平成26年5月24日